

平成 30 年 5 月 21 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16834

研究課題名(和文) 出土文字資料を用いた6～7世紀地方支配制度の実態的研究

研究課題名(英文) Study on Local Ruling System in Ancient Japan from the Sixth Century to the Seventh Century Using Excavated Texts

研究代表者

鈴木 正信 (Suzuki, Masanobu)

早稲田大学・総合研究機構・その他(招聘研究員)

研究者番号：30538335

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：大和王権は支配下に入った各地方の有力氏族を国造に任命し、その支配権を保障する代わりに労働力・軍事力・物資等を提供させた。これが国造制と呼ばれる制度である。列島内には約135の国造が設置されたが、そのうち約40%はいかなる氏族が任命されたのかが特定できていない。そこで本研究では、古代の史資料から国造・部民・屯倉に関する情報を網羅的に収集してテキストデータを作成し、これを活用して従来不明であった国造に任命された氏族の特定を行った。そして、国造制が施行された歴史的前提、国造制の成立・展開過程、国造制と部民制・屯倉制との関係の一端を明らかにし、6～7世紀における地方支配制度の総体的把握を試みた。

研究成果の概要(英文)：The Yamato Kingdom appointed local powerful clan as Kuni-no-Miyatsuko, and controlled all of the provinces via such political control. There were about 135 Kuni-no-Miyatsuko across the country. In this study, I collected information about Kuni-no-Miyatsuko from ancient historical materials, and created a text database. Furthermore, I considered historical background and development process of Kuni-no-Miyatsuko System in ancient Japan from the sixth century to the seventh century.

研究分野：日本古代史

キーワード：地方支配制度 出土文字資料 国造 部民 木簡

1. 研究開始当初の背景

6～7世紀の主な地方支配制度には、国造(くにのみやつこ)制・部民(べのみん)制・屯倉(みやけ)制がある。その中心的位置を占めるのは国造制である。大和王権は支配下に入った各地方の有力氏族を国造に任命し、その支配権を保障する代わりに、労働力・軍事力・物資等を提供させた。これが国造制とよばれる制度である。いまなお議論はあるが、およそ6世紀代に施行され、7世紀末まで機能したとする点は、大方の共通理解となっている。かつて石母田正が指摘したように、国造制は国家と社会、中央と地方を結び付ける重要な役割を果たした制度であり、古代国家の成立過程や権力構造を考える上で不可欠な研究テーマである。

一方、部民は中央に出仕する人々や、彼らに物資を供給するため各地に組織された集団であり、屯倉は王権が設置した政治・軍事・生産の拠点である。これらを通じた支配制度が部民制・屯倉制である。国造制と部民制・屯倉制とは相互補完的に併存しており、その諸関係を整理して6～7世紀における地方支配制度の全体像を描き出す試みが続けられている。しかし、現在のところ必ずしも定見が得られているとは言えない。それは以下の点に起因する。

列島内にはおよそ135の国造が設置されたことが確認できるが、史料的制約(関連史料がない・少ない)のため、そのうち56件・約40%は、各地方でいかなる氏族が国造に任命されたのかが特定できていない。例えば、紀伊国造には紀直(きのあたひ)という氏族が任命されたことが史料に見えるが、それに対して甲斐国造の場合は、既知の編纂史料・古文書等に有効な手がかりとなる記述が存在せず、いかなる氏族が任命されたのかが不明であった。ほかにも、複数の候補が出されてはいるが、特定に至っていない事例が少なくない。

つまり、先行研究では約40%の国造の実態(各地方でどの氏族が国造に任命されたのか)を留保したまま、国造制の制度としての枠組みを論じてきたのであり、このことが諸制度の関係性の理解を困難にしている最大の要因であると言える。逆に国造に任命された氏族が特定できれば、国造制がどのように各地方へ施行されたのかを、具体的に知ることができる。また、国造に任命された氏族が名乗った氏姓(氏族名)には多様性・偏在性が看取されることが指摘されているが、この点をどう理解するのかについても議論を深めることができ、国造制の成立・展開過程を実態に即して明らかにすることができる。それは諸制度の関係性の解明にもつながるであろう。

こうした国造制の実態解明と地方支配制度の総体的な把握が、現在の研究段階における喫緊の課題である。本研究はこの課題に取

り組むものである。

2. 研究の目的

本研究では、編纂史料・古文書等に加えて、これまで積極的に利用されていなかった出土文字資料を対象とし、国造・部民・屯倉に関する情報を網羅的に収集してデータベース(テキストデータ)を作成する。ついで、これを活用して、従来不明であった国造に任命された氏族をこれまでより高い確度で特定し、国造制の各地方へ施行方法と、国造に任命された氏族の氏姓(氏族名)の多様性・偏在性を考察することで、国造制の成立・展開過程を再検討する。さらに、国造制を基軸として部民制・屯倉制との関係性を明らかにすることで、研究の総括として6～7世紀における地方支配制度の全体像の見通しを示すことを目的とする。

3. 研究の方法

平成27年度には、編纂史料・古文書および出土文字資料の調査を実施し、その中から国造・部民・屯倉に関する情報を網羅的に収集・検討して、データベース(テキストデータ)を作成する。作業は刊本や報告書の総めぐりに加えて、索引・データベースを利用し、必要に応じて編纂史料の写本や出土文字資料の実見調査を行う。

平成28年度には、前年度に作成したテキストデータを活用して、国造制の実態的側面を解明する。具体的には、従来不明であった国造に任命された氏族の特定を行った上で、国造制の施行方法と氏姓の多様性・偏在性を考察し、国造制の成立・展開過程を再検討する。

平成29年度には、各地方に国造・部民・屯倉が設置された歴史的前提、先後関係、互いに与えた影響等を考察することで、国造制を基軸として部民制・屯倉制との関係性を検討する。そして、研究の総括として6～7世紀における地方支配制度の全体像の見通しを示す。

4. 研究成果

平成27年度には、本研究の基礎として以下の作業を実施した。

編纂史料と古文書等から国造・部民に関する史料を収集した。編纂史料は『国造本紀』をはじめ、『天孫本紀』・『古事記』・『日本書紀』・『続日本紀』・『日本後紀』・『続日本後紀』・『日本文徳天皇実録』・『日本三代実録』・『風土記』・『新撰姓氏録』等、古文書は『大日本古文書』等を対象とした。作業は刊本や注釈書の総めぐりのほか、「奈良時代古文書フルテキストデータベース」(東京大学史料編纂所)等を利用して行った。

出土文字資料の集成や発掘調査報告書

等から、国造・部民に係る出土文字資料を収集した。『飛鳥藤原京木簡』・『藤原京木簡』・『平城宮木簡』・『平城京木簡』・『木簡研究』・『日本古代木簡選』・『評制下荷札木簡集成』等を対象とした。作業は報告書等の総めくりのほか、「木簡データベース」(国立奈良文化財研究所)等を利用して行った。以上の作業で収集した関係史資料を整理し、テキストデータを作成した。

以上・の作業過程で得られた知見を踏まえて、雑誌論文(査読付)2件、学会発表7件(うち招待講演3件)、図書(論文)3件を公にした。

平成28年度には、前年度に編纂史料・古文書・発掘調査報告書等から収集した国造・部民に関するテキストデータを活用して、国造に任命された氏族の検討を行い、以下の諸点を明らかにした。

国造に任命された氏族は、原則として「クニの名+カバネ」の氏姓を称した。

出土文字資料の再調査の結果、各田直(額田直)・羽咋直・二方直・証直・讃岐直・粟直(阿波直)・火直(肥直)という氏姓を検出することができた。これらは「クニの名+カバネ」に該当するものであり、額田・羽咋・二方・明石・讃岐・粟(阿波)・火(肥)の各国造に任命された氏族が称した氏姓の候補に加えることができる。

国造と伴造の仕奉を合わせ持つ国造の中には、庚午年籍における定姓に当たり、「クニの名+カバネ」以外の氏姓を称したのものもいた。

国造と伴造の両方の仕奉を示す氏姓を称し、状況に応じて「クニの名+カバネ」とそれ以外の氏姓をが、それぞれ単独で使用されることもあった。

以上・の検討結果を踏まえて、雑誌論文2件(うち査読付1件)、学会発表4件(うち招待講演1件)、図書3件(うち単著2件、論文1件)を公にした。

平成29年度には、国造に任命された氏族が称した氏姓の検討を継続するとともに、国造制・部民制の史的前提となった人制との関係、国造制と部民制の関係、国造制の展開過程等について検討を行い、以下の諸点を明らかにした。

人制は中央に出仕するトモを編成した職務分掌の制度であり、五世紀代に実施され、のち部民制の中に解消された。

八世紀以降の史料に見える「某人」は、実際は「某人部」を指している可能性がある。

「某人」を輩出した在地の母集団が、部民制の施行によって「某人部」・「某部」に編成・再編されると、それらを管掌する地方伴造が設置された。

さらに国造制の施行により、その地方伴造の一部が国造に任命された。

国造の地位は基本的に一つの氏族によって継承されたが、国造に当初任命された氏族が交替し、地方伴造がその地位を継承した

地域も存在した。

以上・の検討結果を踏まえて、雑誌論文1件、学会発表3件(うち招待講演1件)、図書9件(うち単著1件、共編著1件、論文6件、史料集1件)を公にした。また、雑誌論文1本、図書(論文)1件が刊行予定である。屯倉制については、別稿を準備中である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

鈴木正信、『円珍俗姓系図』の成立過程と系譜意識、古文書研究、査読有、第80号、2015、74-91

鈴木正信、Development and Dispersal Process of Ancient Japanese Clan、WIAS Research Bulletin、査読有、第8号、2016、65-78

鈴木正信、『海部氏系図』の成立背景 祝と始祖の記載をめぐって、日本歴史、査読有、第822号、2016、1-16

鈴木正信、『婆罗门僧正菩提仙那传记的抄本和印本、早稲田大学日本古典籍研究所年報、査読無、第10号、2017、138-144

鈴木正信、書評と紹介：笹川尚紀著『日本書紀成立史攷』、日本歴史、査読無、第829号、2017、91-93

鈴木正信、古代の系図について 『海部氏系図』と『円珍俗姓系図』、歴史と地理 日本史の研究、第261号、2018

[学会発表](計14件)

鈴木正信、古代における氏族系譜研究の現状と展望、成城大学民俗学研究所共同研究例会、2015、成城大学

鈴木正信、『海部氏系図』の再検討、あたらしい古代史の会、2015、東京大学

鈴木正信、『海部氏系図』からみる尾張氏と海部氏、丹後・東海地方のことばと文化シンポジウム(招待講演)、2015、名古屋市博物館

鈴木正信、高麗郡建郡と大神朝臣狛麻呂、高麗郡建郡1300年歴史シンポジウム(招待講演)、2015、日高市文化体育館ひだかアリーナ

鈴木正信、「凡直国造」の再検討、国造研究会、2015、成城大学

鈴木正信、三輪山祭祀伝承の歴史的背景、東京都立高等学校講座(招待講演)、2016、東京都立板橋高等学校

鈴木正信、国造の継承とその特質、あたらしい古代史の会、2016、早稲田大学

鈴木正信、高麗郡建郡をめぐる武蔵守と外交氏族、高麗郡建郡シンポジウム 1300 年記念事業講演会(招待講演)、2016、埼玉女子短期大学

鈴木正信、人制研究の現状と課題、国造研究会、2016、成城大学

鈴木正信、国造の氏姓に関する再検討、国造研究会、2016、成城大学、

鈴木正信、高麗若光と武蔵国高麗郡、成城大学民俗学研究所共同研究例会、2017、成城大学

鈴木正信、「国造本紀」の原資料について 研究の歩みと展望、あたらしい古代史の会、2017、成城大学

鈴木正信、武蔵国造と高麗郡の設置、国造研究会、2017、成城大学

鈴木正信、古代王権と大神神社、東京都立高等学校講座(招待講演)、2017、東京都立板橋高等学校

〔図書〕(計 16 件)

鈴木正信、他 15 名、加藤謙吉編、大和書房、日本古代の王権と地方(『円珍俗姓系図』の構造と原資料)、2015、506 (471-501)

鈴木正信、他 7 名、京丹後市教育委員会編、京丹後市教育委員会、丹後・東海地方の文化方言等調査事業報告書(『海部氏系図』の基礎的研究)、2015、133(108-127)

鈴木正信、他 20 名、洋泉社編集部編、洋泉社、古代史研究の最前線・古代豪族(古代豪族の系譜・系図を読み解く)、2015、256 (24-31)

鈴木正信、Routledge、Clans and Religion in Ancient Japan、2016、161

鈴木正信、他 14 名、河野貴美子・王勇編、勉誠出版、衝突と融合の東アジア文化史(武蔵国高麗郡の建郡と大神朝臣狛麻呂)、2016、200 (67-76)

鈴木正信、Routledge、Clans and Genealogy

in Ancient Japan、2017、288

鈴木正信、吉川弘文館、日本古代の氏族と系譜伝承、2017、520

鈴木正信、他 33 名、河野貴美子・Wiebke DENECKE・新川登亀男・陣野英則・谷口眞子・宗像和重編、勉誠出版、日本「文」学史 第 2 冊「文」と人びと 継承と断絶(公職の人と文 史書)、2017、560 (176-186)

篠川賢・大川原竜一・鈴木正信編、八木書店、国造制・部民制の研究、2017、400

鈴木正信、他 17 名、篠川賢・大川原竜一・鈴木正信編、国造制・部民制の研究(人制研究の現状と課題)、2017、400 (45-61)

鈴木正信・堀川徹・紅林怜編、他 17 名、篠川賢・大川原竜一・鈴木正信編、八木書店、国造制・部民制の研究(部民制(伴造制)関係史料集)、2017、400 (367-382)

鈴木正信、他 14 名、佐藤信編、筑摩書房、古代史講義 邪馬台国から平安時代まで(蘇我氏とヤマト王権)、2018、286(53-71)

鈴木正信、他 34 名、新川登亀男編、勉誠出版、日本古代史の方法と意義(高麗王若光と武蔵国高麗郡)、2018、864 (335-352)

鈴木正信、他 9 名、加藤謙吉編、雄山閣、日本古代の氏族と政治・宗教 上巻(凡直氏と国造制「凡直国造制」の再検討)、2018、232 (111-132)

鈴木正信、他 17 名、高橋一夫・須田勉編、高志書院、古代高麗郡の建郡と東アジア(武蔵国高麗郡と武蔵国造)、2018、264 (85-100)

鈴木正信、他 9 名、上代文学会編、笠間書院、先代旧事本紀の課題と展望(仮)(「国造本紀」研究の現状と課題)、2018

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 正信 (SUZUKI, Masanobu)
早稲田大学・総合研究機構・招聘研究員
研究者番号： 30538335

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()